

APEC 閣僚共同声明

2024 年第 35 回 APEC 閣僚会議

ペルー共和国・リマ市

1. 我々、アジア太平洋経済協力(APEC) 閣僚は、2024 年 11 月 14 日、エルメル・シアレル外務大臣及びデシルー・レオン通商観光大臣を議長として、ペルー共和国のリマ市に集まった。我々は、APEC ビジネス諮問委員会(ABAC)、東南アジア諸国連合(ASEAN)、太平洋経済協力会議(PECC)、また国連食糧農業機関(FAO)、米州開発銀行(IDB)、経済協力開発機構(OECD)、世界銀行(WB)、世界貿易機関(WTO)の代表者の参加を歓迎した。

2. 2040 年までに、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋コミュニティを実現する「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」に向けたコミットメントを再確認するにあたり、全ての人々と未来の世代の繁栄のために、「アオテアロア行動計画(APA)」の実施などを通じて、また 2024 年 APEC のテーマである「エンパワーメント (Empower)、包摂 (Include)、成長 (Grow)」の下、我々は、三つの分野別優先課題である「包摂的で連結性のある成長のための貿易・投資」、「フォーマルかつグローバルな経済への移行を促進するイノベーション及びデジタル化」、及び「強靱な発展のための持続可能な成長」を通じて、APEC の協力アジェンダを推進してきた。これらの取組は、これまでの APEC の成果に基づき、また、アジア太平洋地域における経済協力のための主要なフォーラムとしての APEC を強化しつつ、人々のニーズと願望に応えようとするものである。

エンパワーメント (Empower)

3. 我々は、人々の実際のニーズに応じて具体的な成果をもたらす APEC の継続的な取組を歓迎する。持続可能で包摂的な成長と経済的エンパワーメントを支援するためには、構造的な障壁に直面する全ての人々を対象に、経済的潜在力を発揮できるよう支援し、その繁栄と包摂の可能性を高めるために協調的に取り組んでいく必要があり、それが結果として APEC エコノミー及び地域経済全体に恩恵をもたらす。

4. 我々は、焦点を絞った議論や政策対話などを通じ、インフォーマル経済からフォーマル経済への移行を促すイノベーション及びデジタル化を奨励する APEC の本年の活動を評価する。我々は、革新的なデジタルツールにはより多くの機会を提供する潜在力があることを認識し、APEC エコノミーがこの移行を目指して引き続き取り組むことを奨励する。この関連で、我々

は、「フォーマルかつグローバル経済への移行を促進するリマ・ロードマップ(2025-2040年)」について、全ての事業者が APEC エコノミー及びアジア太平洋市場に組み入れられるよう支援するための重要かつ分野横断的なツールとして歓迎し、APEC 全域での適切な実施を推奨する。

5. 我々は、貿易を促進するための、整備され、開かれた、公正で、無差別で、より安全かつ包摂的なデジタル・エコシステムの重要な役割、また情報通信技術(ICTs)の使用における信頼とセキュリティを強化する重要性を認識する。我々は、APEC エコノミーがデジタル変革を推進する取組を強化することを奨励する。「APEC インターネット及びデジタル経済に関するロードマップ(AIDER)」に沿って、我々は、プライバシーと個人情報の保護の重要性を認識し、デジタル取引における消費者と企業の信頼を強化しつつ、データの流通の促進について協力する。これには、消費者の権利やコンテンツ作成者の権利などの権利への認識や、消費者保護に関する規制アプローチに関する協力も含まれる。我々はまた、APEC エコノミーに対し、能力構築を強化し、ペーパーレス貿易措置を含む貿易手続のデジタル化を促進し、労働者の技術向上及び再習得を図りつつ、全ての人々のデジタルリテラシーを向上させることを奨励する。また、我々は、「第 13 回 WTO 閣僚会議(MC13)」で決定された、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムの延長に留意する。我々は、デジタル経済の発展のために予測可能性を高める重要性に留意する。これまでの取組に基づき、我々は関連する政策やプログラムを通じて、イノベーションと創造性を促進する知的財産権(IPR)を推進することにコミットする。

6. 我々は、「APEC インターネット及びデジタル経済に関するロードマップ(AIDER)」の実施を加速させることにコミットする。我々は、デジタル連結性を強化し、デジタルと電気通信分野のインフラを開発し、ジェンダー間を含むデジタル格差を解消してデジタル経済に関与・参加できるよう取り組む一方で、新技術の責任ある開発と適用を奨励する。我々は、本年 APEC エコノミーとステークホルダーとの間で行われた、フォーマル経済への移行を促進するためのデジタル化の活用、人工知能(AI)の利益と課題などに関する意見交換を評価し、この関連でこうした対話を更に進めることを期待する。我々は、AI がイノベーションを推進し、持続可能な経済成長を促し、APEC エコノミー全域の日常生活において様々な側面を変革する重要なツールであることを認識する。この関連で、我々は、APEC エコノミーに対し、引き続き意見交換を行い、必要に応じ、AI に関する現在進行中の国際的な議論に貢献することにより、革新的、包摂的、相互連結的かつ持続可能な成長を目指すことを奨励する。

7. 我々は、ペルーでの「デジタル週間」のイベントにおいて、地域のデジタル開発に関連する議題が取り上げられたことを称賛し、留意する。我々は、これらの議論の価値、そしてステークホルダーの参加を得て行われた充実した意見交換の価値を認識する。我々は、将来的にこのようなイニシアティブが継続されることを期待する。

包摂 (Include)

8. 我々は、全ての人々の経済的潜在力を発揮することの重要性を強調する。我々は、地域の経済成長に対する障害者の価値ある貢献及び彼らにより多くの機会を提供する必要性を認識する。我々は、「教育、訓練及び雇用における平等と包摂に関するデトロイト非拘束原則と勧告」を含む、これまでの APEC のイニシアティブに基づき、障害者が教育プログラムに参加する機会を増やし、より多くの雇用や起業の機会を追求できるよう支援する「アレキパ目標」に留意する。我々は、必要に応じ、包摂的な経済成長に対する先住民の貢献を認識し、彼らの地域及びグローバル市場への参加を促進する能力構築に焦点を当てた対話及び協力的な取組の拡大を歓迎する。我々は、この関連で、「包摂的成長と経済的エンパワーメントに関する先住民の視点」に関する対話に留意する。

9. 我々は、「第 30 回 APEC 中小企業担当大臣会合」においてコンセンサス採択された成果文書を称賛し、留意する。我々は、デジタルツールの導入とイノベーションの促進、金融包摂イニシアティブの拡大、サプライチェーン・ネットワークの強化、責任ある倫理的な事業活動の促進、新興企業や起業家精神の支援、使いやすく費用対効果の高い製品やソリューションの開発の促進など、地域の中小・零細企業(MSMEs)を支援する重要性を強調する。我々はまた、中小・零細企業がインフォーマル経済からフォーマル経済へ移行してグローバル経済に参加し、また地域、ローカル、グローバル市場においてより競争力が高く、より専門的かつ革新的な事業体になることを可能にする重要性にも留意する。我々は、ベストプラクティスを共有し、能力構築プログラムを開発することにより、中小・零細企業の障壁を引下げ、グローバル市場への参加を可能にする能力向上プログラムを更に推進するコミットメントを歓迎する。

10. 我々は、「2024 年 APEC 女性と経済フォーラム(WEF)」においてコンセンサス採択された成果文書を称賛し、留意する。我々は、「女性と包摂的成長のためのラ・セレナ・ロードマップ (2019-2030 年)」によって示されている、アジア太平洋地域における女性の経済的エンパワーメントとジェンダー平等などの促進の重要性を強調する。我々は、多様な背景を持つ女性及び女兒に対し、平等な教育・雇用機会、金融サービス、社会保護制度、保育施設などを提供するための取組を強化する重要性を認識する。また、資本、市場、情報通信技術(ICTs)への女性のアクセスを強化し、創造的経済及び科学・技術・工学・数学(STEM)分野への参画を促進することなどによって、経済的課題に直面している女性に特に配慮した包摂的な経済成長を促進する。我々はまた、男女別データを含む細分化されたデータを活用することなどによって、有償と無償のケア労働の不平等な配分や家事労働といった、女性の経済への参画を制限し、ジェンダー平等を阻害する構造的障壁に対処する重要性を認識する。我々は、「ジェンダー平等と気候変動に関するシアトル枠組み」のような APEC による関連イニシアティブの貢献を認

めつつ、ジェンダー平等と気候変動の重要性に留意する。我々は、「女性の経済的エンパワーメントを促進するための APEC ジェンダー平等構造改革自主原則及び勧告」を歓迎し、支持する。

11. 我々は、「第 14 回 APEC 保健・経済ハイレベル会合」においてコンセンサス採択された成果文書を称賛し、留意する。我々は、将来の健康上の課題を特定して適応するデータの活用を含む、アクセス可能で、持続可能で強靱かつ包摂的な保健システムを構築し、その効率性を高めるために遠隔医療などのデジタル保健ツールを活用する必要性を強調する。また我々は、APEC エコノミーがユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に向けて前進する中、子宮頸がんの撲滅を含むジェンダーと保健が相互関連する課題、全ての人々及びコミュニティにおけるメンタルヘルスとウェルビーイング、気候変動が健康に与える影響、生涯を通じた予防接種の重要性に対処しつつ、性と生殖に関する保健サービスを含む、質の高い保健サービスへのアクセスを拡大する必要性を強調する。我々は、グローバル及び地域レベルのコミットメントの実施拡大を通じ、パンデミックや感染症の大流行を含む将来の健康危機を効果的に予防かつ探知し、対応する能力を向上させることにコミットする。我々は、安全で有効かつ品質が保証された医薬品へのアクセスを強化し、公衆衛生を改善するための規制協力の促進に向けた APEC の取組の再活性化を歓迎する。また、APEC 健康科学アカデミー(HeSay)に対し、関連作業の継続を奨励する。

12. 我々は、「第 12 回 APEC 観光大臣会合」においてコンセンサス採択された成果文書を称賛し、留意する。我々は、インフォーマル事業体のフォーマル経済への移行、中小企業の支援、持続可能性及び強靱性の促進など、観光部門における課題に対処するための革新的なアプローチの必要性を強調する。その観点から、我々は、APEC 地域における観光へのアクセシビリティ及び持続可能性を強化するために、イノベーション、連結性、デジタル化の力を活用すること、また観光におけるジェンダー平等と女性・青少年の経済的エンパワーメントの実現を含め、地域全体の生活を守り、文化遺産を保護し、包摂的成長を促すために、不測の事態に耐えうる強靱な観光エコシステムを構築することへのコミットメントを再確認する。我々は、効果的な廃棄物管理を通じ、持続可能な観光を支援することにさらにコミットし、観光部門における包摂的成長と雇用創出に貢献する上で文化・クリエイティブ産業が果たす役割を強調する。また、観光活動が天然資源と生物多様性の保全及び保護の支援に積極的に貢献することを認識する。

13. 我々は、効果的な技術・イノベーション管理政策、学界を含む関連マルチ・ステークホルダーとの連携、研究開発能力の構築によって促進される、強靱でアクセス可能かつ包摂的な経済成長及び発展を促す観点から、科学・技術・イノベーションの地域ネットワークの強化を目指す APEC エコノミーの取組を歓迎する。また我々は、この目標を達成するために、オープン・サ

イエンスの実践と、必要に応じ、先住民族などの伝統的知識の所持者及び伝統的知識システムの関与が重要であることを認識する。

成長 (Grow)

14. 我々は、自由で、開かれた、公正で、無差別で、透明性があり、包摂的かつ予見可能な貿易・投資環境の実現に向けて協働する決意を改めて表明する。我々は、「2024年 APEC 貿易担当大臣会合」においてコンセンサス採択された共同声明を称賛し、留意する。この関連で、我々は、引き続き市場を開放して公正な競争を促進することにより、全ての人々の生活環境を改善し、より多くの経済的機会を提供するコミットメントを再確認する。我々は、好ましい貿易・投資環境の促進に向けて公平な競争条件を構築するために継続して取り組む。我々は、貿易が包摂的で持続可能な経済成長の実現に貢献できることを認識し、APEC の持続可能性及び包摂の目標を包括的な方法で更に推進するため、「包摂性及び持続可能性の貿易・投資政策への統合のためのサンフランシスコ原則」の実施及び「バイオ・循環型・グリーン経済に関するバンコク目標」の実施に引き続きコミットする。

15. WTO が設立 30 周年を迎えるにあたり、我々は、WTO を中核とするルールに基づく多角的貿易体制に対する支持を改めて表明する。WTO 加盟国が喫緊の世界貿易課題により良く対処し、持続可能な経済成長を促進できるよう、WTO の全ての機能を向上させるために、必要な WTO 改革に向けて取り組むことにコミットする。WTO における従前の進捗を土台にして、APEC エコノミーに積極的な貢献を求めつつ、2024 年までに全ての加盟国が利用できる、完全かつよく機能する紛争解決制度の実現を視野に入れ、他の WTO 加盟国との議論を加速するための「第 13 回 WTO 閣僚会議(MC13)」におけるコミットメントを想起する。我々は、WTO 漁業補助金に関する協定の早期発効と、包括的かつ十分均衡のとれた合意をできるだけ早期に達成するため、過剰漁獲能力や濫獲につながる特定の形態の漁業補助金に関する追加的な規律の交渉の妥結に引き続きコミットする。我々は、世界の食料安全保障を推進するための重要な道筋として、WTO において農業に関する有意義な成果を得る必要性を認識している。

16. 我々は、WTO に加盟する APEC メンバーにとって関心がある課題を前進させ、新たなアイデアやアプローチを促進し、多国間の成果に向けた機運を醸成する手段として、「共同声明イニシアティブ(JSI)」を含む、WTO におけるプルリ(複数国間)交渉及び議論の積極的な役割を認識する。我々は、プルリ協定を WTO の法的枠組みに組み込むことに対する各 APEC メンバーの支持に留意し、それらメンバーが自らの関心に基づきプルリ交渉に参加することを歓迎する。我々は、参加国による開発のための投資円滑化協定の協定文確定を歓迎し、これを WTO

の法的枠組みへ早期に組み込むことを要請する。また、「サービス国内規制に関する共同声明イニシアティブ」に基づく規律の効力発生を歓迎する。

17. 我々は、安全で、強靱で、包摂的で、効果的で、持続可能で、開かれたかつ相互に連結したサプライチェーンを保護することにコミットする。我々は、「サプライチェーン連結性枠組行動計画フェーズ 3(SCFAP III)(2022-2026 年)」、「アジア太平洋モデル E ポートネットワーク (APMEN)」、「サプライチェーン連結性 APEC 同盟(A2C2)」を含む APEC のイニシアティブに引き続き取り組み、サプライチェーン連結性を強化し、サプライチェーンの混乱による影響を最小限に抑える。我々は、国境を越えたペーパーレス貿易円滑化措置、インターネット接続、グリーン・サプライチェーンにおける APEC エコノミーの良好な進捗を記録した「SCFAP III」の中間レビューの結果を評価する。我々は、「WTO 貿易円滑化協定」の完全な実施を加速する取組を促進することを目指す。我々は、経済統合に取り組む上で今なお重要な優先課題である、貿易手続における透明性と予見可能性の強化、またサプライチェーン連結性により資する、貿易円滑化を促進するための協力の強化にコミットする。

18. 我々は、ペーパーレス貿易を円滑化する措置を通じて、電子船荷証券、電子インボイスなどの貿易関連電子文書の国境を越えた認証の促進にコミットし、また、これらの取組を支援する能力構築イニシアティブ及び対話を促進する。我々は、各事業者向けのデジタル ID システムに関するアプローチを理解するための取組に留意する。また、多くの「国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)モデル法」が電子商取引に貢献する重要な役割を果たしていることに留意する。特に、各国の準備状況や能力水準が一律ではないことに留意し、UNCITRAL の「電子的移転可能記録に関するモデル法(MLETR)」に我々の法的枠組みを連携させるために取り組むことを奨励する。我々は、これら取組を支援するために、焦点を絞った能力構築を促進する。

19. 我々は、アジア太平洋地域において市場主導型の経済統合を推進することが APEC の中核的な目的であることを評価し、認識する。重要な共有イニシアティブとして、また、「FTAAP アジェンダ」の下での継続的な取組を通じて、我々は、APEC エコノミーが各地域で質の高い包括的な取組に参加する準備を整えられるよう、情報共有、能力構築及び技術協力面での連携を強化する。我々は、ペルーのリーダーシップの下、「アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の新たな視点: FTAAP アジェンダを進展させる方法」をテーマとした本年の対話を歓迎する。この対話は、「FTAAP アジェンダ」が、国際貿易をめぐる状況変化や、現在進行中の、新たな、そして進化する課題への更なる対応策について、ハイレベルの文書を作成するための意見交換の機会となった。我々はまた、このプロセスにおける APEC 政策支援ユニット(PFU)、ABAC、PECC の参加を評価し、彼らの継続的かつ包括的な貢献の重要性を認識する。我々は、「FTAAP の実現に向けた APEC の貢献のための北京ロードマップ」及び「FTAAP に関する

るリマ宣言」を認識する。我々は、既存の一連の作業に基づき、また新たな課題も考慮しつつ、包摂的かつ持続可能な方法で「FTAAP アジェンダ」を推進する。

20. 我々は、環境物品・サービスの貿易円滑化などを通じて、APEC が引き続き環境に関する取組を推進して有益な成果につなげる役割を果たしていることを歓迎する。また、我々は、「APEC 環境物品作業計画」を実施すること、そして、勧告に従い、「新たな環境物品に関する自主的かつ拘束力のない APEC 参考リスト」の作成を支持し、「APEC 環境物品参考リスト作成のための議論の枠組み」を設置することを目指す、現行の作業を認識する。また、参考目的の「APEC 環境物品リスト」に関する統一システム(HS)を 2012 年度版から 2022 年度版に更新する作業が完了したことを歓迎する。

21. 我々は、APEC エコノミーが域内の連結性の促進に取り組んでいることを歓迎する。また物理的、制度的及び人と人とのつながりを強化することにより「APEC 連結性ブループリント (2015-2025 年)」を実施し、デジタル連結性を活用することに引き続きコミットし、各エコノミーに対して地域、準地域及び遠隔地の連結性を促進する取組の強化を推奨する。また、質の高いインフラ開発・投資の重要性を再確認する。さらに、域内での効率的かつ途切れのない商用移動を促進する技術を採用する APEC の取組を認識し、各エコノミーに対し、より包摂的な「APEC ビジネス・トラベル・カード(ABTC)」の利用を円滑化及び促進すること、また、バーチャル ABTC を導入し、受け入れることを奨励する。

22. 我々は、PSU の協力を得て、「APEC 投資円滑化行動計画(IFAP)」を更新する作業を歓迎する。我々は、「2025 年 APEC 貿易担当大臣会合」までにこの作業が完了することを期待する。

23. 我々は、貿易と起業家精神を通じた女性のリーダーシップ、参画及び経済的エンパワーメントの重要性を強調し、経済と貿易における機会均等を促進するための具体的な行動を推進し、アジア太平洋地域におけるより包摂的な経済成長を進展させることを目指す。我々は、ペルーが史上初の「APEC 貿易・女性担当大臣合同会合」を主催したことに感謝し、コンセンサス採択された成果文書を称賛し、留意する。我々は、女性の経済的エンパワーメントとジェンダー平等を推進するため、APEC の委員会・サブフォーラやその他の関係者間の協力を強化することを含め、APEC エコノミー間の連携を強化することを求める。

24. 我々は、開放性、透明性及び包摂性を追求するためのサービス部門の構造改革及びサービス国内規制の関連作業に関して APEC が行う分野横断的な協力を歓迎する。「APEC サービス競争力ロードマップ(2016-2025 年)」へのコミットメントを改めて表明し、APEC エコノミーがサービス部門の経済成長と発展への貢献に留意した意欲的な改革を実施することを奨励

する。また、これらのサービス改革による貿易・成長効果の測定及びその測定基準の開発について APEC が行う関連作業にも留意する。

25. 我々は、構造改革が包摂的成長の鍵であることを認識する。我々は、「構造改革のための強化された APEC 促進アジェンダ(EAASR)(2022-2026 年)」の実施における進捗を歓迎し、その最終レビューに期待する。また、来年の「構造改革大臣会合」において承認のために提出される、新たな構造改革アジェンダである「構造改革のための強化された APEC 促進アジェンダ(SEAASR)(2022-2026 年)」の策定の進捗を歓迎する。我々は、APEC エコノミーが「構造改革と金融包摂に関する 2024 年 APEC 経済政策報告書(AEPR)」を歓迎し、各エコノミーがその勧告を実施するよう奨励する。我々は、「フォーマル経済への参加を拡大するための構造改革に関する 2025 年 AEPR」に期待する。また、各エコノミーに対し、インフォーマル経済からフォーマル経済への移行を促進するための規制政策の戦略、ツール及び実践に焦点を当てた「第 17 回良い規制の実践(GRP)に関する会議」の成果を推進し、「GRP ブループリント」を有用な指針として活用することを含め、良い規制の実施を継続することを奨励する。我々は「第 4 次ビジネス環境改善(EoDB)行動計画」の策定の進捗に留意し、来年の承認に期待する。さらに、持続可能で包摂的な経済成長に貢献する上で、競争政策と競争法の重要性及び競争市場の優位性を認識し、この重要な作業を継続することを期待する。

26. 我々は、「持続可能+デジタル+ 強靱=APEC」をテーマとした「第 31 回 APEC 財務大臣会合」においてコンセンサス採択された成果文書を称賛し、留意する。また、「APEC 財務大臣プロセス(FMP)サステナブル・ファイナンス・イニシアティブ」について、APEC エコノミーを対象としたサステナブル・ファイナンスに関する情報共有ツール及び能力構築リソースの自主的な開発を促すことを目的に、公的部門、民間部門及び国際機関が協働するための柔軟で自主的かつ拘束力のないイニシアティブとして、その取決事項に沿って更新されない限り、2027 年までに開始されることを認識する。2025 年の「セブ行動計画」の完了に伴い、我々は「新たな FMP におけるロードマップ策定のための指針文書」を称賛し、留意する。また、この FMP が全ての APEC エコノミーにとって確実に機動性が高く、効率的で有益なプラットフォームであり続けることに資する「第二次 FMP 近代化戦略」を称賛し、留意する。我々は、無駄な消費につながる非効率な化石燃料補助金を合理化し、段階的に廃止するというコミットメントを想起し、必要とする人々に不可欠なエネルギー・サービスを提供する重要性を認識する。この目標を達成するために、引き続き我々の取組を加速する。

27. 我々は、「第 14 回エネルギー大臣会合」においてコンセンサス採択された成果文書を称賛し、留意する。我々は、アジア太平洋地域におけるエネルギー安全保障、強靱性及びアクセスを確保する重要性を再確認する。エネルギー貧困を終わらせ、世界的なエネルギー移行を進める観点から、気候変動、異常気象及び自然災害を含む環境問題に対処する上で、更に

措置を統合する必要性を再確認する。この関連で、我々は、力強く、均衡のとれた、安全で、持続可能かつ包摂的な経済成長を促進する目的で、最新の科学的発展や各国の国内事情の相違を考慮しつつ、APEC エコノミーが今世紀半ばまで又はその頃に、温室効果ガス排出の世界的なネット・ゼロ又はカーボン・ニュートラル目標に沿って、多様な道筋を通じ、クリーンで、公正で、低廉で、包摂的かつ持続可能なエネルギー移行を加速させることにコミットする。我々は、既存の目標や政策を通じて、再生可能エネルギーの発電容量を世界全体で3倍にする取組を追求し、奨励するという我々のコミットメントを想起しつつ、2030年までに各国の国内事情に応じ、削減・除去技術を含む他のゼロ・エミッション及び低排出技術に関しても同様の目標を示していく。この観点から、我々は、第一の燃料としての省エネを促進しつつ、エネルギー移行に向けたAPECの貢献を更に推進するため、カーボン・フリー及びカーボン・ニュートラルな発電源による電力の割合を増加させるという、電力部門の新たな共同の大目標の定義付けに取り組むことにコミットする。我々はまた、この問題におけるAPECエコノミーの共同及び個別の取組を支援するため、エネルギー大臣会合で「アジア太平洋におけるクリーンかつ低炭素な水素政策の枠組を策定・実施するためのAPEC政策ガイダンス」が承認されたことを歓迎する。また、我々は、「公正なエネルギー移行におけるAPEC協力非拘束原則」に合致し、各国の国内事情に応じてAPECエコノミー内のエネルギー移行を加速させる取組を促進する方法として、「公正なエネルギー移行イニシアティブ」を歓迎する。

28. 我々は、「第9回APEC食料安全保障大臣会合」においてコンセンサス採択された成果文書を称賛し、留意する。我々は、万能の解決策が存在しないことを認識した上で、地域の食料安全保障と栄養を強化し、開かれた、公正で、透明性があり、生産的で、持続可能で、強靱で、革新的かつ包摂的な農業・食料システムの確立に貢献することに焦点を当てることにより、APECの「2030年に向けた食料安全保障ロードマップ」へのコミットメントを再確認する。我々は、各エコノミーに対して、予測可能な市場を確保すること、農産物とサービスが可能な限り円滑かつ予測可能な形で流通するような、WTO準拠の政策及び措置を実施する上で不要な貿易障壁を取り除くこと、WTO協定に合致し、地域の食料安全保障と栄養を強化する資本投入財など農産物の貿易を促すために市場の歪みを最小化することにより、持続可能かつ包摂的な成長の促進に引き続き取り組むことを奨励する。また、我々は、「アジア太平洋地域における食品ロス・廃棄の防止・削減のためのトルヒーヨ原則」の採択を歓迎する。同原則は、官民連携の促進などによる同地域における食品ロスと廃棄に対処するための協力的な取組が、食料の入手可能性及び食料安全保障の強化、農村開発の促進を含む、経済的、社会的及び環境的利益をもたらすことを認識する。これは、一人当たりの世界的な食料廃棄を半減させ、生産とサプライチェーンにおける食料ロスを削減し、地域の食料安全保障の改善に貢献する上で、我々の共同及び個別の取組の指針となるものである。我々は、持続可能な経済成長に貢献し、世界の食料安全保障を確保し、気候変動に対処する上で、漁業と養殖業が不可欠な役割を担っていることを認識する。特に、プラスチック汚染、違法・無報告・無規制(IUU)漁

業、違法伐採及び関連貿易などの重大な環境問題を是正するという点において、APEC が大きく前進したことを認識する。APEC はこれまで通り、このような環境問題を是正することによって、フォーラム間の協力などを通じ、「IUU 漁業と闘うためのロードマップ、海洋ゴミロードマップ及び零細漁業・養殖業ロードマップ」の継続的な実施にコミットする。

29. 我々は、アジア太平洋地域における、クリーンで、持続可能で、公正で、低廉かつ包摂的なエネルギー移行と持続可能な経済成長において重要な貢献をする鉱業の役割を認識し、また、「APEC 鉱業ハイレベル対話」を評価する。

30. 我々は、腐敗対策・透明性向上作業部会(ACTWG)が 20 周年を迎えることに祝意を表す。我々は、「APEC 腐敗防止分野別枠組み(2023-2026 年)」を通じて ACTWG の活動を前進させることを期待する。腐敗対策の取組を促進し、公共部門のガバナンスを改善することにより、我々は、アジア太平洋地域全体の持続可能な経済成長、市場の健全性、貿易・投資体制の強化を支援する。我々は、「腐敗との闘いに関する北京宣言」、「腐敗との闘い及び透明性の確保に関するサンチアゴ・コミットメント」、及び「贈収賄の防止及び贈収賄防止法の執行に関する APEC 原則」を更に実施し、APEC エコノミーの強靱性を構築することにコミットしている。我々は、「APEC 腐敗防止・法執行機関ネットワーク(ACT-NET)」を含め、透明性を強化し、腐敗に対処するために、必要に応じ、フォーラム横断的かつマルチ・ステークホルダーとの協力を奨励する。

APEC を強化する

31. 我々は、アジア太平洋地域における重要で効果的な経済協力のフォーラムとしての APEC を強化するコミットメントを再確認し、また APEC の自主的、非拘束的かつコンセンサス形成という基本原則を再確認する。

32. 我々は、2024 年における、APEC の全ての委員会、作業部会、サブフォーラム、APEC 事務局、PSU による全ての作業と貢献に謝意を表す。この関連で、我々は APEC 事務局と PSU の財政面での持続可能性の強化に取り組む。我々は、ABAC、PECC、APEC スタディ・センター・コンソーシアム(ASCC)が年間を通じて協力・貢献し、また、我々が成果及び成果物を集約・統合する上で支援を提供したことに謝意を表す。我々は、2025 年に向けて、彼らとの関係を更に深化させることを期待する。

33. 我々は、「2024 年 APEC 高級実務者会合(SOM)議長報告」及び「経済・技術協力に関する 2024 年 APEC 高級実務者報告」を歓迎し、留意する。また、閣僚に対する「貿易・投資委員会

(CTI)年次報告書」を承認し、「ABAC 議長報告書」にも留意する。我々は、2025 年の APEC 事務局会計予算と、各エコノミーの拠出金を承認する。また、一般及び専門サブファンド、並びに「グリーン移行のためのデジタル化促進に関するサブファンド」の設立を含む、各メンバーの拠出金に謝意を表す。

34. 我々は、APEC 事務局の次期事務局長にエドゥアルド・ペドロサ氏が成功裡に選出、任命されたことを歓迎する。同時に、我々は退任するレベッカ・ファティマ・サンタマリア事務局長の在任中における多大なる貢献に謝意を表す。

35. 我々は、民間部門、非政府組織(NGO)、市民社会、必要に応じて青少年を含む経済ステークホルダーとの幅広い関与を奨励する。この関連で、我々は、APEC の意義及び重要性を人々にとってより身近なものとする上で実践的な方法である、ペルーの国内イニシアティブ「市民のための APEC」(APEC Ciudadano)を賞賛し、APEC エコノミーがこのイニシアティブに貢献することを歓迎する。

36. 我々は、ペルーの APEC に対する強いコミットメントに謝意を表し、2024 年 APEC を主催したペルーに感謝する。我々は、韓国が主催する 2025 年 APEC を歓迎し、支持することを改めて表明する。我々は、APEC 会合及びその関連会合を主催するためのガイドラインに沿って、コンセンサスに基づく多国間主義の精神の下で、全てのメンバーが「首脳週間」を含む全ての行事において平等な立場で参加するため、APEC が継続的に協力することを極めて重視する。